

【印紙貼付】

- 発信者情報開示命令申立書
 提供命令申立書
 消去禁止命令申立書

【作成日】

東京地方裁判所●部御中

【作成名義人の記名押印】

発信者情報開示命令事件 令和 年（発チ）第 号（規則2条1項）

手続規則2条1項の事件 令和 年（発チ）第 号（最先頭）

等：（同一投稿が対象の直
近及び最先頭の各事件）

手続規則4条2項の事件： 令和●年（発チ）第●号

目録確認欄 当事者目録 発信者情報目録 投稿記事目録

権利侵害の説明 主文目録（提供命令申立てがある場合）

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

申立ての趣旨

【開示命令】

- 相手方は、申立人に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ。

【提供命令】

- 別紙主文目録記載のとおり

【消去禁止命令】

- 相手方は、別紙投稿記事目録記載の各情報に係る発信者情報開示命令事件（当該事件についての発信者情報開示命令の申立てについての決定に対して異議の訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了するまでの間、別紙発信者情報目録記載の各情報を消去してはならない。

申立ての理由（開示命令）

1 インターネット上の本件投稿

インターネット上に別紙投稿記事目録記載の記事の投稿（以下「本件投稿」）がされた。【甲●】

受信する者が限られている場合

特定電気通信に当たる理由は以下のとおり。【甲●】

（理由： ）

2 相手方が開示関係役務提供者であること【甲●】（いずれかを一つを選択）

- a 本件投稿に係るサイトを運営している（匿名掲示板、SNS等運営業者）。
- b 本件投稿が蔵置されたサーバーを管理している（レンタルサーバー業者等）。
- c 本件投稿に係る侵害投稿通信（侵害情報の投稿時の通信）を媒介した。
- d 本件投稿に係る侵害関連通信（侵害投稿に最も時間的に近接したログインやアカウント作成等の際の通信）を媒介した。

3 発信者情報の保有

相手方は、別紙発信者情報目録記載の各情報を保有している。

4 補充性（相手方が2aに当たり特定発信者情報の開示を求める場合）【甲●】

（いずれかを一つを選択）

- イ 相手方は、特定発信者情報以外の発信者情報を保有していない。
- ロ 相手方は、発信者又は契約者の氏名又は住所の一方又は両方を保有しておらず、かつ、侵害投稿通信に係るIPアドレス等のアクセスログ（タイムスタンプを除く。）を保有していない。
- ハ 相手方から本件投稿の侵害投稿通信に係る発信者情報の開示を受けたが、発信者を特定できなかった。

5 権利侵害の明白性

別紙権利侵害の説明のとおり

6 開示を受けるべき正当な理由

発信者に対する損害賠償請求等を予定している。

その他：

7 よって書き（前記2dに当たる場合は2項を選択）

よって、以下の条文に基づき発信者情報開示命令を求める。

プロバイダ責任制限法5条1項 プロバイダ責任制限法5条2項

申立ての理由（提供命令）

1 インターネット上の本件投稿

開示命令申立ての理由記載1のとおり

2 相手方が開示関係役務提供者であること【甲●】

開示命令申立ての理由記載2のとおり

3 提供命令の必要性（該当する場合に記載）

アクセスプロバイダのアクセスログの保存期間は一般に3か月等と短く、早期に申立ての趣旨記載のとおり提供を行わせなければ、発信者を特定できなくなるおそれがある。

本件投稿につき提供命令が失効したことがある場合

以下の事情により、再度の提供命令を求める特別の必要がある。【甲●】

（事情： ）

2号限定型で足りる場合

相手方から、本件投稿に係る他の開示関係役務提供者として主文目録記載のプロバイダの氏名等情報の提供を受けた。【甲●】

4 補充性（相手方が開示命令申立ての理由2 aに当たり、特定発信者情報の提供命令を求める場合）

開示命令申立ての理由記載4のとおり

5 よって書き（いずれかを一つを選択）

よって、以下の条文に基づき提供命令を求める。

プロバイダ責任制限法15条1項（特定発信者情報なし）

プロバイダ責任制限法15条2項、1項（特定発信者情報あり）

□申立ての理由（消去禁止命令）

- 1 インターネット上の本件投稿
開示命令申立ての理由記載1のとおり
- 2 相手方が開示関係役務提供者であること【甲●】
開示命令申立ての理由記載2のとおり
- 3 発信者情報の保有
相手方は、別紙発信者情報目録記載の各情報を保有している。
- 4 消去禁止命令の必要性
相手方は、前記各情報の任意保存をしない。
以下の事情により、相手方が前記各情報のデータを消去する期限が切迫して
いる。【甲●】
(事情：)
- 5 よって書き
よって、プロバイダ責任制限法16条1項に基づき消去禁止命令を求める。

関 連 事 情

- 本件投稿中にサイト上から削除済みのものがある。
該当する投稿：
削除時期：
- 投稿(閲覧用)URL／投稿者URLの裏付け書証が入手できないものがある。
該当する投稿：
- 投稿日時が特定できないものがある。
該当する投稿：
- 投稿したアカウントの活動が数か月止まっており、又は停止されている。
該当する投稿：
- 上記いずれにも該当しない。

附属書類等の確認欄（申立書類の提出前にチェックする。）

- 申立書の写し 1通（相手方送付用）
- レターパックライト 1通（相手方送付用） ※相手方の宛名ラベル付き
- 証拠説明書 1通（裁判所用のみ）
- 甲号証の写し 各1通（裁判所用のみ）
- 手続代理委任状 1通 ※取下げの特別委任を含む。
- 申立人（法人）の資格証明書 1通
- 相手方（法人）の資格証明書 1通
- 相手方の日本における代表者（法人）の資格証明書 1通
- 申立てチェックリスト 1通

(別紙)

当事者目録

〒〇〇〇〇—〇〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申立人 〇 〇 〇 〇

〒〇〇〇〇—〇〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇ビル〇号室 (送達場所)

電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

申立人手続代理人弁護士 甲 野 太 郎

アメリカ合衆国19808

デラウェア州ウィルミントン、リトル・フォールズ・ドライブ251

相手方 G o o g l e L L C

上記代表者 (日本における代表者) グーグル・テクノロジー・ジャパン
株式会社

上記代表者代表取締役 ケネス・イ

〒〇〇〇〇—〇〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇ビル〇号室 (送達場所)

電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

相手方手続代理人弁護士 乙 山 次 郎

(別紙)

発信者情報目録

- 1 別紙投稿記事目録記載のアカウントに登録されている以下の各情報。ただし、裁判所が発令する日において相手方が保有しかつ直ちに利用可能なものに限る。
 - (1) 電話番号
 - (2) 電子メールアドレス

- 2 別紙投稿記事目録記載の投稿に用いられたアカウントに関する以下の各情報。
 - (1) 上記各記事の投稿より後であって、かつ各記事の投稿に最も時間的に近接した当該アカウントへのログイン時の通信に係る接続元 I P アドレス及び接続日時 (タイムスタンプ)
 - (2) 上記各記事の投稿に最も時間的に近接した当該アカウントからのログアウト時の通信に係る接続元 I P アドレス及び接続日時 (タイムスタンプ)

(別紙)

投稿記事目録

(投稿されたサイトの名称 Google マップ)

投稿 1

投稿 URL	https://www.google.com/maps/contrib/●/place/●/
投稿者 URL	https://www.google.com/maps/contrib/●/reviews/
投稿者名	●
投稿日時	● (UTC)

(別紙)

☑主文目録

- 1 相手方は、申立人に対し、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を書面又は電磁的方法により提供せよ。
 - イ 相手方が、別紙発信者情報目録記載2の情報のうち相手方が保有するものにより、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合……………当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報
 - ロ 相手方が、別紙発信者情報目録記載2の情報（接続日時（タイムスタンプ）を除く。）を保有していない場合又は保有する当該情報により上記イに規定する特定をすることができない場合……………その旨
- 2 相手方が、前項の命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた申立人から、申立人が当該他の開示関係役務提供者に対して別紙投稿記事目録記載の情報について発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、当該他の開示関係役務提供者に対し、別紙発信者情報目録記載2の情報のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。

令和●年（発着）第●号

申立人 ●

相手方 G o o g l e L L C

訂正申立書

【作成日】

東京地方裁判所民事第9部御中

【作成名義人の記名押印】

頭書の事件について、以下の目録を別紙のとおり訂正する。

- 当事者目録
- 発信者情報目録
- 投稿記事目録
- 権利侵害の説明
- 主文目録

以上

(別紙)

発信者情報目録

- 1 別紙投稿記事目録記載のアカウントに登録されている以下の各情報。ただし、裁判所が発令する日において相手方が保有しかつ直ちに利用可能なものに限る。
 - (1) 電話番号
 - (2) 電子メールアドレス

- 2 別紙投稿記事目録記載の投稿に用いられたアカウントに関する以下の各情報。
 - (1) 上記各記事の投稿より後であって、かつ各記事の投稿に最も時間的に近接した当該アカウントへのログイン時の通信に係る接続元 I P アドレス及び接続日時 (タイムスタンプ)
 - (2) 上記各記事の投稿に最も時間的に近接した当該アカウントからのログアウト時の通信に係る接続元 I P アドレス及び接続日時 (タイムスタンプ)